

岩手県告示第347号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和8年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人イワテスカラシップ
- 2 代表者の氏名 築田 満
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市仙北三丁目16番35号
- 4 認定の有効期間 令和8年6月6日から令和13年6月5日まで